

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例

札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表1の20の項の次に次のように加える。

20の2 市長	札幌市難病患者治療用装具等助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
20の3 市長	札幌市難病患者等面接相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 別表2中28の2の項を28の3の項とし、28の項の次に次のように加える。

28の2 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
---------	--	--

(3) 別表2の28の3の項の次に次のように加える。

28の4 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、札幌市難病患者治療用装具等助成事業の実施に関する情報又は札幌市難病患者等面接相
---------	---	--

		談事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
28の5 市長	札幌市難病患者治療用装具等助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報又は札幌市難病患者等面接相談事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
28の6 市長	札幌市難病患者等面接相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報又は札幌市難病患者治療用装具等助成事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理 由)

地方自治法施行令の一部改正により、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく事務に関する権限が北海道から本市に移譲されたことに伴い、難病患者治療用装具等助成事業及び難病患者等面接相談事業に関する事務を新たに個人番号を利用することができる事務に加えるほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において個人番号の利用と評価される特定個人情報のやり取りを規定するため、本案を提出する。